

平成31年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成31年 2月27日 午前10:00

○散 会 午後 0:09

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水 道 局 長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
市 民 課 長 菅 生 恵 子	上 下 水 道 課 長 畠 山 修
学校教育課長 山 田 敬 輔	文 化 ス ポ ー ツ 課 長 鈴 木 健 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------



平成31年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成31年2月27日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番藤原典男議員、1番鈴木壮二議員、4番瓜生 望議員の順に行います。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴にかけつけました市民の皆様、本当にご苦勞様でございます。また、平成31年第1回定例会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当にご苦勞様でございます。日ごろ市民生活向上のために奮闘しておられる職員の皆様に敬意を表したいと思います。私は今回、3項目について質問致します。

1つは、ブラックアウトです。平成30年9月6日に北海道胆振東部地震により、ほぼ北海道全域が大停電しました。本市でのブラックアウト対策について伺います。

2つ目は、火災予防対策について伺います。全国的にも本県本市においても、住宅火災が相次いでいます。貴重な生命と財産を守る取り組みについて伺います。

3つ目は、外国人の就労を含む処遇について伺います。国の法律で、外国人の就労の拡大が4月1日よりはじまります。本市での外国人の就労状態や家族の処遇など、現状、今後の取り組みや見解を伺いたと思います。

それでは、1つ目のブラックアウト対策について伺います。

平成30年9月6日に北海道胆振東部地震により、ほぼ北海道全域が大停電しました。本市でのブラックアウト対策について伺います。

北海道胆振東部地震は、地域にもよりますが、結果的には停電時間はおよそ48時間のようでした。牛から生乳が取れなくて、牛の乳房が炎症を起こした例も多々あったようです。LPガスは、機器にダメージを受け使えなくなった世帯も多く出ました。平成15年8月に北アメリカで発生した大停電は29時間でしたので、北海道での大停電はそれを上回るものでした。この原因については、北海道最大の火力発電所である苫東厚真火力

発電所が地震により損壊、停止したことが多く影響したようです。泊原子力発電所への大きな投資の中で、電力の供給送電システムや発電所をもっと小分けにしての建設の必要とか、今後政府と電力会社との間での教訓や課題が大きく、国会でも電力行政のあり方がクローズアップされ議論となりました。電力がなければ、現在の文明社会の維持は困難です。この長時間にわたる大停電、ブラックアウトがどのような影響を与えるのかは、皆様既にご承知のとおりです。病院での手術や透析をはじめ医療機関の診療、高齢者の福祉施設、冬場や夏場での停電は命取りになります。スーパーなどでは冷蔵庫が使えないので、満足な食料品の確保は無理です。企業や学校、官公庁の業務、信号機が作動しないので交通手段への影響など、そして家庭では料理もまま成りません。まだまだ停電による生活の弊害は言い切れないだけいっぱいあります。その中でも、人間の生活に最低限必要なものは、上水道、下水道の確保は絶対と思います。今本市においても、昭和・飯田川地域の水の供給確保のために新ポンプ場の建設の最中ですが、本市でのほかの地域では、ライフラインの確保はどうでしょうか。北海道での停電では、スーパーにおいて豆腐や納豆、野菜、魚介類、冷凍食品、菓子パンの不足で売出しができなかったものの、カップ麺は比較的自由に買える状態だったようです。今通信化時代で、携帯電話やスマホは多くの方が持っており利用しております。利用しているとバッテリーの力が弱くなります。北海道では地元の携帯ショップや市役所が、市民に対し無料の充電サービスを行い喜ばれたとも聞いております。本市での大きな長時間に渡る停電、ブラックアウトに対し、ライフラインの確保、スーパーをはじめ、民間業者との連携で市民生活を守っていくという全般的な方策について伺いたいと思います。また、町内会などをはじめとする防災組織に対する炊き出しなども含めた協力内容で、現在考えている点についても伺いたいと思います。

2つ目は、火災予防対策について伺います。

火災、特に建物火災は、尊い人命や財産をなくしてしまい、残されたご家族やその後の生活に多大なる影響を与えます。火災をなくしたいという取り組みをされている消防に携わる方達や自治体の行政に対し敬意を払うと同時に、市民の啓蒙を含めた取り組みを強化して、火災ゼロの潟上市を皆様と作っていきたいと思います。秋田県総合防災課がまとめた平成30年1月から12月の火災発生状況によれば、建物火災は166件で、林野13件、車両39件、その他73件となっており、火災発生月は暖房を使う1月と12月が多く、次が10月、2月、3月となっております。火災による死者数は1年間で秋田県で18人で

した。負傷者数は46人です。本市においても、過去に大きな火災が発生しております。平成14年2月には、阿弥陀堂地区が19棟火災に遭われております。平成23年8月は昭和堤の上が2棟、平成28年12月は飯田川下虻川地区が6世帯、平成30年12月が天王蒲沼地区が2棟で死者が出ております。潟上市全体では、平成30年の1月から12月までは6件の火災が発生しております。秋田県総合防災課のページによれば、火災防止のために次のことを習慣化しましょうと呼びかけております。1つは、寝たばこは絶対やめる。2つ目は、ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。3つ目は、ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消すとあります。また、「設置が義務化されている住宅用火災警報器を必ず設置し、定期的に作動を確認しましょう」とあります。平成30年の男鹿地区消防本部がまとめた住宅用火災警報器の設置率は平成30年3月現在で84%であり、実際に火災の拡大を未然に防いだ奏功事例が、当管内でも確認されているとしております。潟上市全体ではどのくらいの設置率かは把握されているのでしょうか。本市では、高齢者が火災警報器を購入した際に補助を受けられる制度が作られましたが、その制度は現在もありますか。あるとすれば利用状況はどうでしょうか。本市から、火災による尊い生命や財産が失われることのないように今後の取り組みに期待すると同時に、市民の防災意識の向上に向けての取り組みについて伺います。

最後に、先月の蒲沼地区の火災の際に、防災無線の扱い方について市民の方から苦情が来ております。夜中なので、火災の起きている地域だけに限定してもらいたい、関係ない地域にも放送されると、睡眠の妨げになるというものでした。放送したのは本市ではなかったと聞いておりますが、今後、消防署との調整はできないものか、その点についても見解を伺いたいと思います。

3つ目の質問に入ります。外国人の就労を含む処遇について伺います。

今年4月1日より国の法律が変わり、外国人の就労枠の拡大がされ、介護職の分野や様々な生産分野で活躍されることになるとと思いますが、国会での議論では、一方で技能取得期間だという名目で、最低賃金以下の働かせ方や寮での待遇の悪さなど、人間性を無視した実態も明らかとなりました。「もう二度と日本には来たくない」という声も聞かれたり、突然数名のグループが失踪している実態も明らかになりました。労働基準法に基づく対応、憲法にある健康で文化的な生活を営む権利を保障し見守っていかなければならないと思います。報道によれば、県内25市町村の回答では、外国人の適正処遇について「確保できる」「どちらかと言えば確保できる」が11自治体、「確保できない懸

念がある」「どちらかと言えば確保できない懸念がある」が10自治体、その他は5自治体でした。潟上市はその他で「改正法に盛り込まれる報酬や生活支援など具体的な内容が明確になった後、市内業者の事業所の状況確認をしたい」という秋田市の見解と同じものだと思います。日本での就労を希望する場合は、働く本人だけでなくご家族も一緒に日本に居住する場合も少なくありません。子どもさんと一緒なら、小中学校での友達との付き合い、町内、地域でのお付き合いも生まれます。言葉の壁を乗り越えて習慣の違いも出てきますが、本市においても、外国人の方はご家族を含めたくさん居住していると思いますが、小中学校での対応、生活実態や就労状態、生活相談があった場合の通訳を含めた相談窓口はあるのか、対応はどうしているのか、また企業への市の対応について現状はどうなっているのか、今後改善すべき点は何なのかを伺いたいと思います。国の違いによる生活習慣や考え方の違いはあるものの、人間としての尊厳は守らなければならないし、尊重しなければならないと思います。本市での外国人への対応は、行政として、つまり市としては、どこまで関わるができるのかについて、また本市での具体的な対応も伺いたいと思います。

以上で、檀上からは質問は終わりますが、ご回答宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） おはようございます。それでは12番、藤原典男議員の一般質問の1つ目「ブラックアウト対策について」お答え致します。

はじめに、北海道胆振地方中東部を震源に発生した胆振東部地震はマグニチュード6.7、厚真町では北海道初の震度7を観測し、震源に近い山林では地質の影響もあり、大規模な崖崩れや住宅の倒壊など、液状化現象などの被害も発生しました。特に深刻な問題であったのは、北海道全域が停電した「ブラックアウト」でありました。地震により苫東厚真火力発電所が緊急停止したことで、電気の供給能力が低下し電気需要バランスが大きく崩れたことと、周波数の低下に伴う発電機の損傷を避けようとほかの発電所も自動停止したことが、ブラックアウトの原因であったとの報道を確認しております。昨年12月には、北海道胆振東部地震対応検証委員会、これは北海道電力株式会社で設置したものでありますが、道内全停電の再発防止策を検討し、最終報告書を示しているところでございます。

それでは、ご質問の1点目、昭和・飯田川地域の水の供給のために新ポンプ場の建設の最中ですが、本市の上水道、下水道のライフラインの確保については、現在、昭和乱



橋地区に建設中の新ポンプ場は自家発電装置を完備しており、昭和・飯田川地域と牛坂・大崎地域などは、停電時においても安定した水の供給ができるものと考えております。その他の地域におきましては、鶴沼台、一向、天王、出戸浄水場の4カ所で自家発電装置を完備しており、発電装置のない二田浄水場にも、切り替えにより配水が可能となっております。また下水道についても、ほとんどが自然流下区間であることから、節水の呼びかけなどにより長期の停電に対応できると考えております。

ご質問の2点目「本市での大きな長時間に渡る停電、ブラックアウトに対してのライフラインの確保」については、本市では主に電力供給、LPガスの分野になると考えます。企業等が被災しにくい設備づくり、被災時の影響負担、これは停電が発生した場合は、その範囲や停電継続時間を軽減する応急措置を行うということでございます。被災設備の早期復旧などの取り組みが必要と捉えております。市としましては、これまでも停電など市民から問合せがあった場合、関連企業から停電情報を入手し、防災行政無線放送や市ホームページを活用し情報発信に努めているところであります。

ご質問の3点目「スーパーをはじめ民間事業者との連携で市民生活を守っていくという全般的な方策について」は、災害発生時には、食料、飲料水、衣類、日用生活品、資機材等を供給できるよう、市内企業等を含め支援体制を構築するとともに、協定の締結を進めているところであります。現在、他の自治体との応援協定も含め27件ほどの協定を締結しており、今後とも定期的な訓練を実施するなど民間業者との連携強化を図りながらさらなる協定先を広げてまいりたいと考えております。また市民のみなさんに対しても、各種研修会を通じて、平時から災害に備え自ら食料品、飲料水など最低3日間分の避難生活のための物資や備蓄品を備える取り組みを記載した「わが家の防災対策の冊子」を全戸配布しております。

ご質問の4点目「町内会をはじめとする自主防災組織に対する炊き出しなどを含めた協力内容で現在考えている点について」。市としては、訓練方式による取り組みを推奨しているところであり、訓練実施時に協力できる仕組みを考えております。例えば、前段の各種協定締結に基づき、協力としてLPガス等の燃料の支援や協力、トレイクかたがみ防災備蓄庫整備による県保有の更新後備蓄食料の無償提供について実現できないかなど、今後調整を進めてまいりたいと考えております。

一般質問の2つ目「火災予防対策について」お答え致します。ご質問の1点目「住宅用火災報知器の本市設置率及び設置補助制度について」及びご質問の2点目「市民の防

災意識の向上に向けての取り組み」についてあわせてお答え致します。

秋田県では、春と秋の火災が発生しやすい時期に、火災予防運動実施期間を定めております。当市においても、同期間に潟上市消防団各分団を通じて、一般家庭へ火災予防運動の普及、警戒巡回、駆けつけ訓練などを実施するなど、地域へ火災予防を呼びかけております。また運動期間以外にも、毎月サイレンによる注意喚起、消防積載車での管内の警戒巡回を実施しております。各家庭の火災防災意識の向上のひとつに、住宅用火災警報器の設置も呼びかけているところでございます。以前実施していた住宅用火災警報器の助成につきましては、当時、住宅火災による死者を減らすことを目的に消防法の一部が改正され、火災警報器の設置が義務づけとなったことから、潟上市では早期設置を推進するため平成21年6月から平成23年5月末までの約2年間、対象世帯、これは市民税非課税65歳以上高齢者又は身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方が属する世帯を対象としまして、助成金額の上限を定め費用の一部を期限付で助成するものでありましたが、現在は行っておりません。

なお、住宅用火災警報器の設置率は、男鹿消防署管内で約84%、湖東消防署管内で73%となっており、今後も男鹿・湖東消防本部と協力して、設置率の向上とともに市民の火災防災意識の周知を図ってまいります。

ご質問の2点目「夜中に発生する火災放送について、今後消防署と調整はできないのか」については、現在火災発生時の放送は、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部の両消防本部内に、市防災行政無線の系列機器を整備し、消防署から緊急一括方式の操作により日中、夜間問わず天王地区と昭和飯田川地区それぞれ全域の放送を行っているものであります。火災時の放送は、周辺住民への注意喚起や情報提供、また消防団員へのすみやかな出動を促し、初期消火活動につなげるためのものであり、地区ごとに全域放送を行っているものであります。この点につきましては、どうかご協力とご理解をお願いしたいと思っております。

一般質問の3つ目「外国人の就労を含む処遇について」お答え致します。外国人労働者の受け入れ拡大に向けた出入国管理法が改正されましたが、国では具体的なものは省令などで定めるとしてあります。潟上市に住んでいる外国人は1月31日現在67名でございます。

ご質問の1点目「小・中学校での対応」につきましては、保護者の就労の関係で市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校に外国人のお子さんが転入学する場合、保育

園等は幼児教育課、小・中学校は学校教育課が窓口となり、各担当が連携して対応しております。保育園や学校での生活体制を整え、日本語指導や適応指導が必要なお子さんには、取り出し指導を行うなどの支援体制を取っております。英語等の通訳が必要な場合は対応可能な職員やALT等で対応し、必要に応じて国際交流協会や日本語教室等からの情報提供、支援をいただくこともございます。

ご質問の2点目「生活相談があった場合の通訳を含めた相談窓口はあるのか」については、市役所でワンストップに対応できる窓口はございません。しかし、住民登録や手続きのため訪れる方は、実習する会社の方や家族を伴って訪れるほか、グループで訪れた方の中には日本語が堪能な方がいる場合があり、それぞれの窓口で対応しております。また今後につきましては、職員の中で英語対応できる職員をリストアップし、必要に応じて窓口へかけつけて対応することなどの検討をしたいと考えております。

ご質問の3点目「企業への市の対応について現状は」について、これは市から企業への就労斡旋などは行っておりません。また、外国人労働者の届出を義務化するなどの手立てがないため、外国人労働者の就労実態や生活実態は現在把握しておりません。今後、外国人への対応が必要になった際には、関係団体と情報交換、連携を取りながら対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まずは上水道・下水道のライフラインの関係なのですけれども、新ポンプ場の建設のあとでそれはなくなるということと、あとは二田とか天王、一向等4カ所で自家発電装置があるということでそれはわかりますけれども、地下水に頼っている家庭もありますので当然電気がなくなると、これは自家発電以外のところなんですけれども、その地域に対する給水の体制というのはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原水道局長。

○水道局長（藤原久基） ただいまのご質問にお答えを致します。

地下水に頼っている家庭の対応はというご質問でございますが、市では、車に搭載する給水タンクを大小5基保有してございます。水道管が布設されていない地域には、給水車の配車や給水パック、ビニール製で5リットル入るものがございます。それを準備してございますので、それらを配付して水の確保に努めたいと考えてございます。また、

市内全域におきましても、給水車の巡回などにより水不足に対応したいと考えてございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 水を中心としたライフラインについてはわかりました。

次に、民間業者との協力なのですけれども、市民の声としては、スーパーで停電になれば買えるものが限られてくると、できればスーパーでも自家発電装置を準備して、そういうふうになんか買えるような対策取れないかというご意見もありました。その際に、やはり市もいづらか協力してやった方がいいのではないかという声もありましたけれども、そのことについて、協定の締結を今後進めていくという回答ありましたが、そのスーパーでの自家発電装置に対する要請というか、そのことについてはどのように今のところは考えておりますか、考えていませんか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどご説明しましたとおり、27の企業等と提携を結んでいるところでございますが、スーパー等につきましては、災害時に物資を供給するということの協定でございます。ですから、その自家発電装置をつけることに対しての助成というご質問かと思いますが、まず民間のことはやはり民間でやるべきことかなと思っております。まず、いづれにしましても、先ほどから言っておりますが27カ所、それがスーパーでありそれから飲料水等もありますし、そのような様々なところでやれるところで協定を結びながら対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市民からスーパーの停電について、やはり自家発電装置というものがあればだいぶ買えるんじゃないかとのことなので、まずこれはスーパーの方にもそういうふうなお話だけは、私はした方がいいと思います。それで、民間業者との協力の中で、今自然エネルギーの関係がありますけれども、あらゆる民間業者もやはりこういうブラックアウトになればいろいろな力発揮できる場合もあると思うのです。その中で市内では、太陽光パネル、あっちもこっちもいろいろできてきておりますけれども、太陽光パネルについてはこのブラックアウト時には協力していただけるのか、そこら辺についての考え方はどうなのでしょう。まだそこまで話っていないとか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問に対してお答え致します。

先ほどから私が説明させていただきましたが、今現在27カ所の中には入ってございません。それがまた太陽光パネル等そういうことも可能なのかどうかにつきましては今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そのことについては了解しました。それで、停電になれば、病院とかそれから福祉関係のところとかもありますし、学校関係の、特に冬場は暖房が切れるということがありますけれども、なんととっても自家発電装置がやはり本当に大事になってくると思えます。それで、民間の病院では自家発電装置用意されているところもあるようですけれども、福祉施設それから学校関係については、そこら辺どのようになっていますか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

学校につきましては、現在大豊小学校大規模改修事業を行っております、そこに自家発電設備を現在設置しております。それによりまして、市内の小中学校は全て自家発電設備を設置終わりました災害への対応ができるということになります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 学校についてはわかりました。天王中学校でも、寒いときには体育館で暖房あって、非常に3.11のときは卒業式のときで暖かいなという感じは受けましたけれども、そのことについてはわかりましたが、福祉施設は民間なんですけれども、高齢者の方がいっぱい居住しておりますが、その点についてはどのようなお考えですか。今後交渉するとか、今の現状はどうなのか把握しておりましたらお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答えしますが、福祉施設についてその自家発電装置がついているかどうかについては、現在把握しておりませんので、それは当然必要なことと思えますので、今後確認等していきたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりました。

最後に、ブラックアウト対策について。町内会の取り組みについて伺いたいと思えます。

すけれども、いつもパンとかそれからおにぎりだとかということじゃなくて、やはり町内会でも炊き出しやって、豚汁とかいろんなもの作れるやはり体制というのは必要だと思うのです。そういう点では、防災訓練の中で炊き出しやっている地域も私わかりますけれども、これやはりゆくゆくはやはり全町内が炊き出しできるような力というか体制というか、そういうふうなものを構築していかなければいけないと思うんですが、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

確かに、実際に災害が発生したときにいかに動けるかということが大事なわけがございますので、当然自治会それから当時の訓練等で具体的な訓練をしていただく、そのために我々も協力していくということが大変必要なことだと思っております。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） それではまず、1つ目のブラックアウト対策については終わります。

次に、火災予防対策について伺いたいと思います。

警報器が65歳以上の非課税世帯の方に対し、平成21年6月から平成23年の5月まで、こういうふうな制度を実施したとありますけれども、聞きましたら、湖東地区の関係では74%ということで、これはやはり高齢者の方には必要なものだとは思いますが、この制度、住宅用火災警報器の購入への補助の制度をやはり復活しながら火災予防に努めるべきだと思うのですがどうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

設置率につきましては、先ほど湖東消防それから男鹿消防と私から説明させていただきました。また秋田県全体平均でいきますと大体81.5%ということでございますので、潟上市もそれに大体近いというような感じはしております。それから補助につきまして、当時2年間行いましたが、そのときの広報の記事を見ますと、1個の場合4,000円、2個の場合7,000円、3個以上の場合1万円というような補助体系を取ったみたいでございしますが、今朝の新聞、チラシ入っておりましたが、これを見ますと、火災報知器の値段が大体2,000円弱から3,000円ぐらいの数字かなと思いましたが、かなり当時と比べま

すと安価になっているのかなということもございます。そしてまた当時、その方たちに全部つけていただきたくてこういう制度を設けたところでございますが、なかなか全ての方につけていただくということはできなかつたようでございますので、もしどうしても必要なものがあって、それがどうしても助成等が必要だとなるのであれば、何か方策はないか、それについては検討させていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） このような警報器購入すれば、助成する制度がもう10年も前の話ですから、そのとき、あれから10年と言えども65歳になっている方が、五十何歳の方も65歳になっているということで、これはまた新たにこういうふうな制度、私は同じような内容で設けるべきだと思うので、ぜひ検討をした方がいいと思います。それから、放送の関係なんですけれども、これは男鹿でもそれから湖東でもあれですか、話し合いの余地がないのかという、そこあたり聞いていて思いますけれどもどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、先ほど申し上げましたように、まず放送自体は消防署で行っております、昼夜を問わず。そしてこれには、周りに対する注意喚起もございますし、そして消防団への出動を速やかにということも考えながらの放送ということでございます。先には、他地域に放送を流してほしいという声もあるわけでございまして、そこはちょっとまず勘弁してほしいなど、またがっておりますので。その場合については、天王地区は天王地区、昭和飯田川地区は昭和飯田川地区で流しているという現状を理解していただきたいというお話をさせていただいたところでございますし、これはどうしてもやはり夜中だからやめるということにはならないと我々も考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 放送については私も理解できます。一番大事なのは火災予防では、やはり市民の火の扱い方、啓蒙というふうな意識付けというところが大事だと思うんですけれども、特別このことについて、今後こういうふうなことをみんなにアピールしていきたいとかそういうふうなことはありますか、注意点では。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、あらゆる場面に通じて火災予防ということを市民に訴えているところ

でございますので、それは防災訓練等も含めながら消防の大事さを皆様にお伝えしていきたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 火災予防対策については終わります。

次に、外国人の就労を含む処遇についてなんですけれども、子どもさん、幼稚園それから小中学校、保育園の関係については、各課の窓口が対応するというので、これは今までそんなに問題はなかったですね。まずそのことをひとつ確認したいと思えます。どうですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどお答えしたとおりでございますが、今現状ではワンストップではございませんが、それぞれの担当のところで、学校関係であれば十分に対応しておりますし、下の窓口に来た場合につきましても、何ら今のところ問題は発生していないという状況でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） これについてはわかりましたけれども、あとは、生活相談の窓口がないけれども、いろいろ対応してグループで来た場合は日本語堪能な方もいるので、いろいろ内容についても対応できるということですね。窓口はないけれども対応できていると、これからはしていくということですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 先ほども私から説明させていただきましたけれども、実際に今窓口等で相談に来られた方についても、ちゃんと対応できておりますので、現状では問題ありませんが、今後来られる方の中に外国人の方増えてくるとかいろいろ問題が発生した場合ということも考えられますので、その場合には我々としても職員の中で英語対応できるような者をリストアップしながら柔軟に対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 問題ないように対応できるというふうなことです。それから、いろんな労働実態の就業の関係なんですけれども、かなり劣悪な就業状態で、今日の報道でもありましたけれども、生活最低賃金以下のところでも長時間働かせていたという



ふうな実態がありますけれども、この企業への対応というのは市としてはやるのかやらないのか、それから、就労実態は把握していないと答弁いただきましたけれども、今後把握してそれなりのことは言っていくのか、そういうふうな権利があるのかないのか、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども私から答弁させていただきましたが、今後外国人の対応が非常に多くなって必要になったという場合に際しては、関係団体や企業等との情報交換、連携を取りながらやっていきたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私なぜこういうふうな問題取り上げたのかと言いますと、潟上市だけでなく日本全国、秋田県の中にも外国人が居住しておりますけれども、その方たちもやはり人間として、健康で文化的な生活を営む権利もあるし、そういうふうな弱い部分がもしあったならば、市としても援助したり相談にのってあげて、やはり楽しい生活ができるように、やはりそういうふうな気持ちを持っていかないといけないのじゃないかなということが、私の質問した主旨なのです。そういう意味では、外国人の方も含め、国籍は違いますがここに居住している方に対して、特に外国人の方についてはいろんな壁もありますので、注視して見守っていただきたいと。どのようにお考えですか。最後に伺います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今ご質問にありましたとおり、私もそうだと思います。同じ人間として、ここに住みよい住民と、我々と一緒に楽しく安心して暮らしていただければと思っておりますので、それをあらゆる場面で協力していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私3つの質問を行いましたけれども、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

次に、1番鈴木壮二議員の発言を許します。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） それでは、傍聴席の皆さん、おはようございます。朝早くからご苦

労様です。

それでは、通告書に従い、2項目の質問をさせていただきます。

1つ目、地域おこし協力隊等について。

平成21年度に創設した地域おこし協力隊は、総務省による主として過疎対策を目的とした人的支援策であり、人口減少等の進行が著しい地域において、地域外に人材を受け入れ、地域活動を行いながら定住・定着を図る制度で、地域社会に貢献したい、また、都市を離れて生活したいなど、それぞれ意欲のある都市住民のニーズにこたえながら地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度であると認識しており、今年度で11年目を迎えます。

平成30年度の隊員数は約6,000人を超え、さらに5年後には8,000人を目指すとしています。協力隊員は、一定期間地域に居住し、多様な活動を行っています。それぞれの自身の能力を生かした活動ができ、また、地域にとってはその行動や熱意が新たな風として入ってくることによって活性化し、行政では従来できなかった柔軟な地域おこしが行えるなど、メリットが多いと考えています。平成29年度の調査時では、任期終了後も約6割が地域に定住。同一市町村に定住した隊員の3割が起業し、地域活性化や定住人口の増加につながっています。

以上の観点から質問を致します。

「地域おこし協力隊の現状と効果・課題は」についてご見解をお伺い致します。

また一方で、「集落支援員」という支援策もあります。この制度は、平成20年8月の総務省通知「過疎地域等における集落対策の推進について」では、「集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していく」方策として、集落支援員の制度が定められています。地域おこし協力隊とは異なり、期間（任期）が定められていないこと、地域の実情に詳しい人材の採用を念頭に置いているため、地域要件が定められていないことが特徴です。活動内容は、「市町村職員と連携し、集落の「目配り」としての集落の巡回、状況把握等を実施」とされています。

以上の観点から質問を致します。

①集落支援員の設置は。

②「特別交付税の措置は」についてご見解をお伺い致します。

2つ目、公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の避難所等への設置について。

昨今、度重なる地震被害、豪雨災害等により、様々な状況が頻発して起こるようになってきている状況であります。いつ何時、何が起こるかわからない昨今、W i - F i 環境の整備というのは必要不可欠であり、潟上市においても一昨年的一般質問（平成29年第4回定例会）において、「W i - F i 環境の整備について」を政策提言させていただいたところ、「耐震化、非常用発電装置が確保され、バックアップ機能が備わっている公共施設への設置の検討を進めており、第1弾として市役所1階への設置を予定しているところであります」とし、防災拠点である本庁舎に昨年夏頃、設置していただきました。この件に関してはありがとうございます。

また、教育においては、中央審議会答申を踏まえ、2017年3月に新学習指導要領が告示され、小学校は2020年、中学校は2021年度から全面実施されます。この中で示されているように、情報手段を活用した学習活動を充実するためには、各学校においてI C T環境の整備に努める必要があります。

ところで、文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によれば、平成29年3月時点での全国公立学校の普通教室の無線L A N整備率は29.6%にとどまっています。多くの学校が地域の避難所、避難場所に指定され、地域の防災拠点として重要な役割を持っていることを考えれば、学校における無線L A Nの整備を進めていく必要があると思います。

以上の観点から質問を致します。

①順次他施設への設置を進めるとの答弁をいただきましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

②避難所、避難場所（小中学校）への設置について。

③小中学校におけるI C T環境の整備について。

以上3点についてご見解をお伺いします。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目「地域おこし協力隊等について」お答え致します。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域や離島地域などの「条件不利地域」に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱するものであります。隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の

開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みであります。その活動期間はおおむね1年以上3年以下で、隊員1人当たり年間400万円を上限に、報償費や活動旅費など活動に要する経費が特別交付税によって措置されます。秋田県内では、現在、本市と由利本荘市、横手市、井川町、八郎潟町、美郷町、小坂町以外の18市町村で受け入れしております。

本市では、これまで協力隊を導入しておりませんが、その理由としましては、財源的に交付税措置があるとはいうものの、実際には細かい要件がございまして、本市の場合、半島振興地域に指定されている天王地区は「条件不利地域」に該当しますが、昭和・飯田川地域は該当しない状況にあります。このため、交付税措置の対象となる協力隊員を受け入れるためには、募集先が東京などの3大都市圏内の都市地域か、3大都市圏内の政令指定都市か、3大都市圏外の政令指定都市からと限定されております。例えば、男鹿市を例にご説明しますと、男鹿市は全域が過疎地域、半島振興地域に指定されているため、「全部条件不利地域」に該当しますので、隊員の募集も「全部条件不利地域」を除くすべての市町村から幅広い人材の募集が可能となります。したがって、潟上市民が男鹿市の協力隊員になることも可能であり、さらに交付税措置の対象になります。また、全国的に協力隊員の募集が増加した影響で、隊員は引く手あまたの状況にあり、各自治体とも人材確保に苦慮している状況と伺っております。特に本市のように募集先が限定される自治体にとっては、仮に募集するとしても人材の確保には相当苦慮することが予想されます。さらに、任期後の隊員の定住率についても、全国平均は6割を超えておりますが、秋田県内の平均はその半分の3割台と定住には結びついていないのが現状であり、その主な理由は、任期後の働く場の受け皿の確保が十分でなかったこと、地域になじめなかったことと言われております。本市で協力隊員を受け入れするためには、起業や就農など自力で収入を確保していくことを見据え、任期中から起業に向けた活動の支援や技術習得を支援していくことはもちろん、熱意を持って着任する隊員の行動を地域住民から受け入れてもらえるような努力を市職員もバックアップしていくための体制づくりに加え、県外での隊員の募集活動も必要となっていくものと考えております。

このように、地域おこし協力隊につきましては、人口減少や高齢化、過疎化が急速に進む地域においては、都市部の人材を有意義に活用できる点からも一定の効果があると考えられます。これまで先行事例を参考に検討してまいりましたが、今のところ、本市

での制度導入は考えておりません。

ご質問の2点目「集落支援員について」お答え致します。

集落支援員は、過疎地域等における集落対策として地方自治体の委嘱により設置するもので、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材がなり得るものであります。平成29年の「過疎地域等における集落対策の推進要綱」の改正により、過疎地域などの条件不利地域や高齢化比率が一定以上あるなど、特定の集落に限定することなく、制度の適用が可能となっております。

集落支援員の活動内容であります。市町村職員と連携をとり、集落を巡回して状況把握等を行うものであり、具体的には、集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、人口・世帯の動向、医療福祉サービスの受給状況や生活環境、農地・公共施設等の管理状況、地域資源などについて地域を巡回して調査する集落点検や、その点検結果を活用して住民同士や住民と市町村の間で現状や課題、あるべき姿について話し合いを促進するなど、集落に根差した活動を行うものであります。

集落支援員は、平成29年度で全国約300の自治体で採用されておりますが、県内では鹿角市に1名と県に2名いるのみで、お隣の青森県ではゼロ、地域おこし協力隊ほど普及していないのが実情であります。

財政措置については、集落支援員1人当たり上限350万円、ほかの業務と兼任の場合は上限40万円で、集落点検の実施に要する経費などが特別交付税によって措置されます。

集落支援員はその名のとおり、集落の維持・活性化に資する支援を行政とともに行うのが主な任務であります。現在、本市におきましては、地域の皆様が主体的に地域づくりに取り組むため、自治会や婦人会、老人クラブをはじめとする各種団体、また、NPOなどが地域課題を認識し、その解決に向けた様々な取り組みを展開されており、さらに行政との連携も図られているものと認識しております。ただし、人口減少・少子高齢化が加速する今後は、行政主導のまちづくりにはいずれ限界が訪れます。地域の実情に応じた集落の維持・活性化策については、地域住民が協力し合い、地域が主体となって取り組んでいってもらうことも重要であります。その中核的な人材となる集落支援員につきましては、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

なお、地域おこし協力隊と集落支援員のいずれも、来年4月に導入されます「会計年度任用職員制度」により、これまで多くの自治体が特別職非常勤としていた身分につい

て、今後は「一般職」として扱うこととなり、勤務条件次第では市職員の定数に加わる  
こととなります。このため、地域おこし協力隊と集落支援員を多く採用することで、市  
職員数にも影響を及ぼすことが課題となってまいりますので、今後、他市町村の動向も  
注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の2つ目「公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の避難所等への設置に  
ついて」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「順次他施設への設置を進めるとの答弁をいただきました  
が、その後の進捗状況は」については、潟上市役所に続き、新たにトレイクかたがみに  
設置しております。設置の経緯として、平時は多くの一般利用される方が見込まれるこ  
と、大規模災害時には自衛隊、警察、消防の救援基地になることを想定のもと、非常用  
発電装置が確保され、バックアップ機能が備わっていることから整備を進めたものであ  
ります。

次に、ご質問の2点目「避難所、避難場所となる小中学校への設置について」と、3  
点目「小中学校におけるICT環境の整備について」は、関連がありますので併せてお  
答え致します。

本市の小中学校につきましては、ICT環境の整備の一環として既に無線LAN環境  
が整備済みであります。学校では個人情報扱っていることもあり、基本的には教職  
員のみ使用できるようセキュリティを強化し、一般には開放しておりません。校内に公  
共無線LANを設置する場合には、設置先、例えば体育館まで非常用発電による電気配  
線が行き届いているかなど、施設の構造、設備容量など諸条件を踏まえ、設置可否の検  
討を進めてまいります。

なお、市役所への整備費用として、導入時工事費として4万円、ランニングコストと  
して年間16万8,000円で、約21万円程度であります。

以上であります。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問ありますか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 1つ目の地域おこし協力隊のことなんですけども、まずは、要は厳  
しいということですね。実際、引く手あまたという状況なんだろうけども、まあやっ  
てみなければわからないと私は思っていますので、前向きに検討していただければと思  
います。

2つ目の集落支援員に関しても、先ほども菅原総務部長がおっしゃられたとおり、両

方とも市会計年度任用職員ということで、まあ厳しいんでしょうけども、この点も前向きに検討していただけたらと思いますので、宜しくお願いします。

次の質問になりますが、W i - F i 環境の整備に関してですが、そうですね、トレイクかたがみに設置してありますね。避難所、避難場所といいましても小学校とかでありますので、I C T環境、W i - F i 環境を整備するということは、防災関係、防災面だけではなく、学校で働く教職員等の働き方改革にも資するものだと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問に教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

今、避難所へのW i - F i 環境の整備ということから、今ちょっと働き方改革ということでご心配をいただき、そういったことで応援していただいているというふうに捉えて、そのW i - F i 環境については、先ほどの答弁にもありましたように既に校内には整えていただいておりますので、そういったことで、今後、市全体の防災関係の整備の中で検討されていくべきものと教育委員会の方でも考えておりますので、ご理解宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 防災面しかり、働き方改革しかり、近々の課題だと思いますので、早急にいろいろと対応していただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（西村 武） これをもって1番鈴木壮二議員の質問を終わります。

暫時休憩します。15分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

.....  
午前11時15分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番瓜生 望議員の発言を許します。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） おはようございます。傍聴席の皆様お疲れ様でございます。

通告書に従い、私から大きく3つの質問をさせていただきます。宜しくお願いします。

まず1つ目、S N S等を使った情報発信、情報共有について。

現在本市における情報発信ツールとして、広報誌「かたがみ広報」、議会広報誌「みんなの議会」、そして潟上市のホームページ等があり、防災等の情報拡散として防災無線や有線放送があります。これらはもちろん無くてはならないものと認識はしております。しかし、現在社会が大きく変化をしているのは皆さんもご承知のとおりで、こちらのデータでお示しますが、総務省調べにおいて個人のインターネット利用状況については、13歳から59歳の年齢層で9割を超えており、20歳から29歳の年齢層では98.3%に達しました。100%に近い人が何かしらの形でインターネットを利用しています。これは若い世代だけではなく、60歳から69歳でも73.9%という高い利用率となっています。そして、企業などが使う広告費でもこれが顕著に表れていて、今まではテレビが中心という時代でしたが、テレビ広告費の割合は年々減っています。しかし、インターネット広告は2005年に約3,800億円でしたが、2017年には約1兆5,000億円と大きく伸び続けています。効果があるから広告を出す。それだけ多くの方がウェブに触れているという大きな証拠になっています。インターネットがここまで劇的に伸びた原因は、スマートフォンの登場によるものと考えられます。約10年前に登場したスマートフォンが劇的に生活の形を変え、個人のインターネット利用機器の割合は、スマートフォンが54.2%、パソコンが48.7%になり、調査開始以来、初めてスマートフォンの利用率がパソコンを上回りました。いつでもどこでも、手のひらの上で世界中の情報に触れることができる。世の中の情報へのアプローチが大きく変わりました。十年ひと昔前というのが、今は1年とも言ってられない時代になっているのです。しかし、本市の現状はどうでしょう。このような社会変化の中にもありながらも、未だSNSの導入はされず、近隣市町村と比べても大きく遅れを取っているのは周知のとおりです。その中でもお隣の男鹿市では、民間企業と市が連携をしながら、市の情報発信を一体となってやっている好事例もあります。運用、導入自体に特別な費用が発生するものではないですし、市民からもSNS等での細やかな情報発信を望む声は非常に多いです。情報発信、情報共有も、この市で暮らす市民に対して大切な市民サービスの一つと私は考えます。

以上を踏まえてお伺いします。

- 1、費用負担もない中でなぜ今まで導入してこなかったのか。
- 2、今後の導入は考えているのか。考えているのであればいつから導入を考えているのか。

続きまして2つ目、窓口サービスの今後のあり方について。



共働きが多くなり働き方が変化している中で、現在各種証明書などを取りたくても、市役所に来なければ取ることができない、仕事をしている現役世代などはその時間内に庁舎に行くことができず、休みを取って取りに行くという声を聞くこともあります。当局も、水曜日は業務時間を延長したりと対応をしてくださっているとは思いますが、それでも市民の要望に全ては答えられてはいない状況だと思います。市民サービスを向上していくことは大変重要です。しかし、市民サービスを上げるためとはいえ、そこが誰かの働きによるものだということは忘れてはいけない部分ではないでしょうか。今後厳しい財政状況の中で、市民サービスの低下で市民にご負担をかけるようなことはしてはならない。しかし、それが特定の誰かの負担になってもならないと思います。ここでやるべきことは、窓口業務の簡素化をしながら職員全体の生産性を上げ、そして市民サービスの向上を図っていくことではないでしょうか。これを進めていかなければいけない中で、コンビニでの証明書交付は一つの考えとして導入を計画するという方向で議論を進めてもいいのではないかと考えます。

以上を踏まえてお伺いします。

- 1、コンビニでの証明書交付導入のお考えは。
- 2、マイナンバーカードの普及率は。
- 3つ目、行政運営のスリム化について。

社会が多様化している今、求められる行政サービスや事業も増え続ける一方で、厳しい財政状況の中スリムな行政運営も求められるという非常に難しい状況にあるのではないかと思います。そんな情勢の中でも、このまちを持続可能にしていくこと。10年後、20年後、100年後につないでいくためには、時代が大きく変化している今、前例だけが全てではないはずです。今までを否定するわけではなく、これまでのよい部分は引き続き継続し、時代に合わせながら変化そして挑戦をしていかなければいけないと考えます。

4月より行政組織機構の見直しがスタートするなど、市長の目指す持続可能な市にしていくという方向性の中で、動き出した一つの成果であるのではないのでしょうか。しかし、一方ではまだ不十分な点があるとも思っています。平成31年度の主要施策の中に、「業務ごとに民間委託等についても検討し」という文言がありました。私も、行政運営をスリム化するという視点から、現在市で担っている施設や事業などの指定管理や民間委託を考えてみてはどうかと考える一人です。能代市の例を参考にしますと、現在体育館や図書館、公民館など24施設のべ51拠点を指定管理にしており、資料を見るとある程度の

成果が出ているようにも思われます。「ねぎ課」のように、市をあげて特産品をアピールするようなところに力を注げるのも、行政の人員がコントロールされ、そこにかける力があるからなのではないでしょうか。これを進めていくというのは簡単なことではないというのは理解しておりますが、足りないから増やすということはできない中で、足りないならどうやって生み出すかという発想が今後重要になってきます。これから目指していく行政サービスの質を上げながら、スリムな組織を目指すためには必要なことではないかと考えるものです。

以上を踏まえてお伺いします。

- 1、指定管理や民間委託など具体的に方向性を検討しているものはありますか。
- 2、会計年度任用職員制度が導入されますがその対応は。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ご答弁宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 4番瓜生 望議員の一般質問の1つ目「SNS等を使った情報発信、情報共有について」と、3つ目「行政運営のスリム化について」お答え致します。

はじめに1つ目「SNS等を使った情報発信、情報共有について」お答え致します。ご質問の1点目と2点目は関連がありますので、あわせてお答え致します。

「SNS等を使った情報発信」は、瓜生議員ご指摘のように細やかな情報発信ができるツールとして非常に有効なものであります。SNS等を使った情報発信のメリットとしては、緊急情報を即座に発信できることや情報に対して利用者が気軽に意思表示ができること、市の開発負担がないことなどがあげられますが、一方デメリットとしまして、間違った情報を提供した場合情報を完全に消せない恐れがあり、情報漏洩や不適切な発言等のリスクがあることなどがあげられます。導入済みの市町村では、専門の担当者を配置したり、地域おこし協力隊員がこの業務を担当している場合もあります。本市では、民間が主体となった活動として、秋田朝日放送のふるさと手作りCM大賞をきっかけに復活した「カタガミジャー復活プロジェクト」が秋田魁新報に取り上げられ、すでにカタガミジャーが市内のイベントや観光情報をフェイスブックで情報発信しております。さらに潟上市観光協会では、フェイスブックで潟上市のまつりや観光情報を情報発信しており、これらの活動とリンクできるようなシステムを構築していきたいと考えております。またフェイスブックだけでなく、災害時の情報発信に有効なツイッターや写真等の画像を使って、観光施設等の情報発信ができるインスタグラム、ホームページのよう

な情報発信ができるラインアットなど、どの媒体を活用した方がより効果的な情報発信ができるか調査・検討しているところであります。今後、導入に向けSNS利用に関するガイドラインや運用方針の整備、各課担当者も運用できるような庁内体制の整備などを進めていきたいと考えております。

次に、一般質問の3つ目「行政運営のスリム化」についてお答え致します。

ご質問の1点目「指定管理や民間委託など具体的に方向性を検討しているものはありますか」についてであります。指定管理者制度につきましては、平成18年度の制度導入により施設管理の在り方について随時見直しを行い、現在は今年度指定致しました「トレイクかたがみ」を含め、指定施設は21施設、指定団体は11団体となっております。指定管理者制度の導入については、公の施設の管理に関して各施設の設置目的、事業内容、管理形態等を総合的に勘案し、当該施設のより効果的、効率的な管理運営のあり方や活用方法等について精査した上で、制度導入の可能性を検討することとなります。現在、導入を検討している具体的な施設はございませんが、民間独自のノウハウによる運営で、住民サービスレベルの向上が期待できるものについては、今後も導入に向けて検討することが必要と考えております。民間委託につきましては、行政サービスを提供する上で多様化するニーズに応えるために、主にシステム保守や各種設備管理業務などの各専門分野については、民間への委託で対応致しております。今後も、市で直接対応する業務と民間による対応が可能な業務について、費用対効果等を含め、精査した上で民間委託を進めていきたいと考えております。

ご質問の2点目「会計年度任用職員制度が導入されますが、その対応は」についてお答え致します。

平成32年度、2020年度であります。施行される会計年度任用職員制度は、地方公務員の臨時・非常勤職員、一般職・特別職・臨時的任用職員の3つであります。それについて、特別職と臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職非常勤職員の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、同制度による職員に対する給付について規定を整備するものとなっております。会計年度任用職員に対する給付の規定については、常勤職員の勤務時間と同一であるフルタイムの任用者は、給料・通勤手当・期末手当等を支給対象とし、勤務時間の短いパートタイムの任用者については、報酬・費用弁償・期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備することになります。これらの勤務条件の設計及び関係条例等の制定については、今年の9月までをめど

として作業を進めてまいります。

本市では、会計年度任用職員制度の移行にあたって職員向けの説明会を開催し、各部署において非常勤職員の実態調査を実施しております。今後調査結果を踏まえ、各部署とのヒヤリングを行った上で、職種ごとに民間委託等も含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 4番瓜生 望議員の一般質問の2つ目「窓口サービスの今後のあり方について」お答え致します。

ご質問の1点目「コンビニでの証明書交付導入のお考えは」について申し上げます。

証明書のコンビニ交付につきましては、市で設置している証明書自動交付機の経年劣化による不具合の発生や市民サービスの向上の観点から、数年前から検討してきた経緯がございます。しかしながら、現在もコンビニ交付を導入していない理由として、導入時のイニシャルコスト、これは導入初期費用のことでございますがこのことや、ランニングコストが多額であること、また現在、設置している自動交付機の利用状況を見ますと、平日の日中は市役所庁舎の自動交付機は1日平均3枚、各出張所はそれぞれ約1枚であり、費用対効果の面で問題があるなど庁内で検討した結果、当面導入しないとの結論をみております。県内では4市が既にコンビニ交付を実施してございますが、1件あたりの経費が最も高いところで約1万5,000円、本市の場合に当てはめて計算してみますと、1件当たりおよそ2,500円と推計しております。したがって、今までどおり水曜日の延長業務を実施し、証明書の発行だけでなく、転入・転出など住民基本台帳事務や戸籍の各種届出など、日中市役所に来ることができない市民の方々のために応対し、市民サービスの低下につながらないように努めてまいります。また、国が進めております個人番号制度、通常マイナンバー制度と呼んでおりますが、これは添付書類の省略などによりまして国民の利便性の向上を図ることが目的であります。個人番号の情報連携・ひも付けが運用され、行政の各種手続きに添付する必要がある住民票や課税証明書などが省略されるようになりました。さらに、戸籍と個人番号の連携につきましても2023年ごろの導入を目指し、現在検討がなされております。今後、さらに各種手続きにおきまして添付書類の省略が進められてまいります。

ご質問の2点目「マイナンバーカードの交付率は」について申し上げます。

平成31年1月末現在、マイナンバーカードの交付率は8.4%であります。昨日の質疑でもありましたが、マイナンバーカードは平成28年1月から交付しておりますが、国の制度設計におきまして、希望者が必要に応じ申請し取得しております。個人の申請によるものであるため、必要な方だけが申請し取得しておるという現状でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員、再質問ありますか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。

最初に、SNSの方から、再質問させていただきます。

今後検討されていくということで、ツイッターですとかインスタグラム、ラインアット、いろんなシステムがいろんな特徴を持っております。このどのシステムを使うのかというのも非常に重要なのですが、この仕組みづくりがすごく重要になってくると思います。やはり、情報発信をするものです。今市役所内でも、いろんな課が存在しているいろんな情報があります。これを一元化してどのように発信していくのか、その辺の仕組みはしっかり考えていかなければいけないと思っておりますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答え致します。

先ほども申しましたけれども、仕組みづくりは非常に重要だと考えております。でありますので、導入に向けましてガイドラインや運用方針また各担当者でも運用できるような庁内体制の整備などを進めていきたいと考えておりますので宜しくお願ひしたいなと思ひます。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） 今までも個人、企業、自治体含め、いろいろこういったもの立ち上がっております。その中で、やはり運用の仕方、やはりあまりうまく運用できずに立ち上げてしまって終わっているものというのも多数あるのも事実です。その辺しっかり制度作らなければ、本当に何もただ労力かかって立ち上げただけという形になってしまいますので、ここについてはしっかり進めていただければなと思ひます。先ほどの答弁にもありましたカタガミジャーのフェイスブックページ、こういったもの、これからもどんどん出てくると思ひます。市内の企業も多数ございますし、民間団体のこういう活

動もあります。こういったものと手を組んで、一緒にやっていくというのが、連携の効果は非常に高いと考えますが、民間企業もあるので、どういう線引きをして市の方と連携をしていく、それで市が認めるものにしていくのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

情報発信につきましては、どういうふうに発信していくのかということでございますけれども、潟上市には現在まで観光協会がございまして、そこの中で今現在行っているのが、潟上市の祭りや観光情報の情報発信しております。でありますので、今後民間とどのように発信するのかというのは、今後の検討課題だと思いますので、基本的にはその観光協会を通しながらといった方がいいのかなとは思いますが、それも検討する余地があると思いますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。観光情報ですとか、そういったものは一番皆さんがほしがる情報の一つでもあると思うので、そちらの方からでも制度設計をしていただければなと思います。今後、答弁にもありましたけれども、防災情報ですとか子育て情報、本当細やかなニーズに対して情報発信していけるものでありますので、ぜひこれはスピーディーに進めていっていただければなと思います。

これで、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2 番の窓口サービスの方に移らせていただきます。

コンビニ交付導入しない理由の中で、イニシャルコストが高くということですか、ランニングコストの方もかかるということで、ただこれ平成31年度まで特別交付税の措置があったと思います。その有利な状況のときに導入を考えられるというのも一つの手だったのかなと思いますけれども、今年を逃してしまうと、今後導入するということになれば負担は大きくて、実施はほぼ難しい、無理なのではないかと思います。その部分の検討はされたのか。あわせて、金額の比較です。市役所庁舎の自動交付機の実績をあげられているのですが、コンビニ交付の比較対象として、自動交付機だけの比較としてはちょっと足りないのかなと思っております。枚数というか使用の比較は窓口での交付も含めて行う方が正しい比較ができると思うのですが、この辺ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

まず1番目、特交の話がございましたが、特交はご承知のように2分の1でございます。これを差し引いても控除しても、なおやはり推計を出しますと、財政に与える影響というのは多大だということが、検討の結果の考え方でございます。

2つ目の、窓口にいらっしゃる方も含めるべきではないかということですが、これはなかなかいろんなご意見、考え方があろうかと思えますけれども、窓口に来られる方が押しなべて全員コンビニに行くのかと、そういうてっぺんから考えていかなくちやいけません。それから、そういうマックスからミニマムまで考えていかなくちやいけませんので、なかなか推計をする作業をする立場としては、これも難渋する部分ではございます。従いまして、自動交付機で年間2,000枚というのでこのおよそ2,500円という額をはじいておるのですが、これにはイニシャルコストを含んでいませんので、ランニングコストのおよそ483万円、この割り算で算出した推計単価でございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。推計が難しいという部分もありながら、ちょっと次の質問にもかかっていくものがあるのでなんですけれども、ちょっともう少ししっかり統計出して数字をはじいてやっていってもよかったのではないかなという感じがしております。これ関連する部分もございますので、ちょっと次のマイナンバーカードの方に移らさせていただきますけれども、答弁の中でこの制度の背景の内容があったと思うのですけれども、今回のこのコンビニ交付を見送ったというのは、このマイナンバーカードの普及によっていろいろ業務等の簡素化がされ、市民サービスの向上が図られるからという理解でよろしいですか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

マイナンバーカードの交付との因果関係はどうかという主旨だと思いますけれども、カードはリンクするわけですが、それを同意には捉えておりません。まずさっき言いました推計値でございますが、もっとちゃんとやればよかったんじゃないかと言いますけれども、基準をどこに置くかがまず悩ましい事案ではあります。それでまず年間2,000枚と先ほど申し上げたとおりです。それと交付率が、おっしゃりたいのは伸び悩んでい

るので、それを関連性があるので見送ったのではないかと言いますが、それはそれでございます。先ほど答弁申し上げたとおり、希望者が申請すると現状の法体系ではそうなっておりますので、我々はそれを遵守してとつとつとやっておるということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 4 番 瓜生 望 議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。実際、昨日もこのマイナンバーカードの話になりまして、実際その今マイナンバーカードに有効性があまり感じられなくて、その普及率も伸び悩んでいると。これ市の方の考えとして、今後これ普及の方は拡大させていきたいという方向性はどうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

マイナンバーカードを普及する方向、それは当然法律で定められ、我々はその基礎自治体として市として、それは普及させる方向で検討はするものの、昨日私が答弁で申し上げたのは、なかなか市民の方々を効果的に有効に説得する材料が見当たらないと、それで昨日市議会議員の皆様方にも、一体何名の方がお持ちなのですかねと。私持っております。それは、昔霞が関にいたときは、それを強制的に身分証明書にさせられたからです。個人としてどうかといった場合には、これは私事になりますが、家内はその有効性を認めないということで、家内は取らなかつた。つまり現状として、国民感情、市民意識としては、そのぐらいのところはまだ留まっているということです。それと、先ほどコンビニ交付の場合は特別交付税もあってという話はして、市民福祉部長からる説明があってそのとおりののですけれども、我々は、その特別交付税のメリットと、それから今とにかく設備でかかる費用とそれから未来にわたってある費用負担を考えたときに、そしてこれもまたお尋ねします。皆さん、最近の1年の中で何回交付事務を受けられましたでしょうか、年間。つまり、そういったことも全て我々は一応推察もあり、何かの基準で、先ほども2,000枚等々市民福祉部長からあったとおりに、それを申し上げたときに、これを今導入するべきなのかしないのか、そして昨日もありましたけれども、今ファイブGなどという言葉がやかましく言われておりますけれども、今このシステムが本当に5年先有効かどうかということすらわからない。それを我々は、先ほど市民福祉部長からあった、市役所のあの自動交付機を持って身をもって感じているわけです。



その上の反省にも立っているわけです。そうした場合に、ここを特別交付税があるからといって踏み切れるかどうかといたら、私はノーであるという結論に達しました。特別交付税等いろいろな制度があります。それは、我々にとって非常にありがたいし、当然国としての当たり前の制度設計だと思っています。しかし、それを我々がやるかやらないかは執行部の方で検討し、そして市議会議員の皆さんと一緒に考えてやるかやらないかということだと思います。今回、そのコンビニ交付に当たっては、当面我々は、これはやはり他市町村の動向も見て、国のやり方も見て、マイナンバーの行く末も見て、それからもう一度検討しましょうということになっているということでございます。ご質問の件は、マイナンバーカード推進する気持ちはあるか。当然基礎自治体としてはございます。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） それじゃあ、今後どういう状況になっていくか、まだ見通しが立っていない、そしてその中でも、マイナンバーカードを普及させていきたい。これ具体的にじゃあどういうふうな方策を持って進めていくのでしょうか。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） この方策については、一義的には国が考えるべき事柄であります、まず。その条件の中で我々が工夫できるというような余地があった場合には、それはそれとして検討していくということ。昨日、菅原理恵子議員がおっしゃったああいう制度、ひょっとしたら我々の市民にとってポイント制度でインセンティブが生まれてくる可能性がある。ただ、今我々がすぐに踏み切れない、協議会の説明会は当然毎回まいりますけれども、踏み切れないのは、一体主婦の方々に何枚のカードをお持ちなんですかということですよ。それに加えてまたやってというようなことで、今それが混乱していてなんていう状況もあり、少し脱線しますけれども、ある方が不幸にしてお亡くなりになったときに、そのカード番号がわからなくて大混乱になるなんていうことも一部事象としては伝わってきています。ですから、そういったときに、我々がそういう現状があるときにそういう制度に乗かって、ポイントはいいのですけれどもそれがさらに混乱を生じさせるという場合は、これは市民としてはデメリットになってしまう。ですから、そういったところもきちんと考えた上で我々はやっていきたいと思っていますし、当然、国からそういう制度があつてという場合には説明は聞きにまいりますし、それから、マ

イナンバーカードこれから保険証とどちらか希望制になりますけれども、あるいは先ほど2023年からこういうメリットもある。実は、本来であれば、その制度設計は、私の基本的な考えとしては、先にこういうことが見通しとしてあってということになれば、市民の皆様方にももっと伝えやすかったのにといいふうに思っています。ただそれにしても、国の方も頑張っていてそういうことをやり続けておりますので、そういった点については我々も、先ほどあった広報等を通じて、市民の皆様こういうふうマイナンバーカード使えますと、どうですか、取りませんかという呼びかけをしてまいりたいと思っております。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） 市長、答弁ありがとうございます。ちょっと自分もまだまだ勉強不足の身で、自分なりに考えまして、マイナンバーカードを普及させていくというその部分考えたときに、このコンビニ交付というのもまず一つの手段で有効なものになるのではないかなという考えのもとから質問させていただきました。市長の考え、よくわかりましたので、この質問終わらせていただきます。

最後の「市事業のスリム化について」です。

今指定管理、21施設の11団体。今後、今検討しているもの自体はない中で、今後ちょっと検討していく必要があるという答弁をいただきました。今回、個別施設計画の素案も上がってきています。更新費用が今後40年間で908.3億円、年22.7億円、平均がかかり、ランニングコストを賄うだけの財源がないと明記されております。このような状況考えても、この計画はいくらでも早く、これ焦るのはよくないとは思いますが、早く明確にしていくべきと自分は考えるのですが、試算するにも情報集めるにも、莫大な時間と経費、これはかかってきます。こういう厳しい財政状況でもありますので、まず早めにここというものをお示しして、それで試算の方に早く取りかかっていくというふう考えるのですが、その辺のお考え宜しく願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

総合管理計画の個別計画の内容だと思っておりますけれども、それは全員協議会等でご説明してありますとおり、今後地元アンケートやら地元説明会等行いまして、11月ころには成案にしたいという計画を前もって説明させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。あの計画の中でも、まだ指定管理についても今後検討が必要、次の10年のスパンの中で、そういう明記されていたと思います。その部分をちょっともっとわかりやすく、数字である程度期限を切っていく、そうしていくことによって全体のスピードが上がるという考えのもとから質問させていただきました。今後このスリムな行政運営ですとか、指定管理、民間委託にすることによって、住民サービスの向上を図る上で重要な部分の一つだと思っていますので、今後の11月に向けて計画の方もみんなで議論しながら作成をしていただければと思います。

次の「会計年度任用職員制度について」です。

総務省から出されているマニュアル、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版。こちらを見ますと、スケジュールの問題なんですけれども、平成31年の春までに、任用、勤務条件の確定、関係条例案を議会に上程というスケジュールで記入されていました。これも案でしたので、このとおりに全てやれということではないと思っています。ただ、これに該当する非常勤職員さんにとって、この問題というのは結構デリケートな側面もあるのではないかなと感じています。実際、どうなるのだろうと、平成32年度からの実施なので、その間に採用ですとかそういった部分も発生してくると思います。マニュアルの想定スケジュールよりはちょっと遅れているのかなと感じるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

会計年度任用職員のスケジュールだと思いますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、各部署における非常勤職員の実態調査に基づいて、今後部署ごとにヒアリングを行う予定であります。4月下旬に、非常勤職員の民間委託や削減も含め決定しまして、5月下旬ころには市議会の方に制度の導入について説明をしたいと考えております。同時に、非常勤職員さんにも同様に説明しながら、平成32年の4月からですので、大体1年くらい前になりますけれども周知を図っていきたいと考えております。それとあと7月下旬には、条例、規則、要綱等の改定を行いながら、9月定例会で関係条例を提案したいと考えております。11月下旬ころには、その平成32年の4月から雇用するための会計年度職員を募集したいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。先日ちょっと何日かは忘れたのですが、新聞の報道で、潟上市の非常勤職員比率が日本一高いというものが出ていた記憶があるのですが、実際そういった状況も抱えています。まずはいくらでも早い明確な制度を示していただきたいと思います。この制度に切り替わった場合、人件費の方も変わってくると思うのですが、こちらの方、どれくらい変化するか見込みを教えてください。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

現在いる非常勤職員を、今のまま会計年度任用職員に雇用した場合、これあくまでも概算でありますが大体1億8,000万円くらい増えるという概算であります。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。概算でということ、このとおりではないと思うのですが、まず人件費の上昇は考えられるということですね。来年度の予算、これから審議していくのですが、財調今年も6億円程度切り崩ししています。その中で、どうやってこの財源を出していくのか。まるまる市の負担になるものではないと思うのですが、このマニュアルの中でも、「簡素で効率的な行政体制の実現、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進による業務改革を進め」と明記されておりました。この2つの観点から、今具体的にこれに関連して進めている方策等ございますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

会計年度任用職員に切り替わることによりまして、大体1億8,000万円ぐらいの財源が増えることとなります。けれども、それに伴う期末手当に関しましては、まだはっきり決まっておりませんが、国の方から交付税措置をされるような情報も入ってきております。財源としましては、あと残りは一般財源というふうになると思います。

内訳としましては以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。以上で質問はあれなんですけれども、この

平成31年度の主要施策の中でも、行政改革の推進を打ち出しています。簡素で効率的な行政運営の確立、時代の変化に対応した行政システムの構築が明記されています。これまで以上に、行政改革を推進してまいると強く締められています。今ICTやAIなど、非常に便利なものがどんどん普及しています。すごく世の中は便利になりました。効率よくできるシステムというのをもたくさん作られるようになりました。しかし、その先にあるもの、それを生み出すものというのは、自分はもう人だと思っています。行政改革も人がとても重要だと思っています。人が最大限力を発揮できる仕組みを作るというのも人だと思っています。大きな制度変更や時代の転換期というものを迎えている今、今までより大胆に、そしてスピードを上げて潟上が先手を打っていかねばいけないと自分は考えています。今まで以上にスピード感を持ち、行政改革の推進をしてくださることを最後にお願ひしまして、自分の一般質問を終わらせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって4番瓜生 望議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、2月28日から3月11日までの12日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、2月28日から3月11日までの12日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程は、これですべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、3月12日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願ひます。

また、明日2月28日木曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願ひます。

本日はどうもご苦勞様でございました。終わります。

---

午後 0時09分 散会

